

# 富山県一般公衆浴場光熱費 高騰対策事業費補助金

富山県では、昨今の光熱費の高騰により大きな影響を受ける一般公衆浴場の負担を軽減するため、電気料金高騰分の一部を緊急的に支援します。

## 対象

富山県内において、一般公衆浴場を経営する事業主  
「一般公衆浴場」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条の規定により、知事の許可を受けた施設であり、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により入浴料金の価格が統制されている施設をいいます。

## 補助額

公衆浴場 1 施設あたり 定額 30,000円

## 提出書類一覧

- (1) 交付申請書及び実績報告書（様式第1号）  
※振込先の通帳の写しを添付して下さい。
- (2) 誓約書  
※身分証明書の写しを添付して下さい。
- (3) 申請又は実績等報告事項に係る資料  
※上記の資料がありましたら添付してください。

## 申請期限

令和5年6月2日（金）まで

## 申請書類送付先

富山県厚生部生活衛生課へ提出してください。（郵送可）  
（郵送先）  
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7  
富山県厚生部生活衛生課生活衛生係 宛

## お問い合わせ

富山県厚生部生活衛生課  
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7  
TEL：076-444-3229  
FAX：076-444-3497  
E-MAIL：aseikatsueisei@pref.toyama.lg.jp



MAKE  
TOYAMA  
STYLE  
BEYOND CORONA.WITH US